

○国立大学法人筑波技術大学永年勤続者表彰規程

〔平成17年10月3日〕
規程第48号

国立大学法人筑波技術大学永年勤続者表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)の職員に対する永年勤続の表彰(以下「表彰」という。)に関して、必要事項を定めることを目的とする。

(表彰を受ける者)

第2条 表彰は、本学に勤務する職員(契約職員及び短期雇用職員を除く。)で、次の各号の一に該当し、かつ、勤務成績が良好である者について行う。

(1) 10月1日において、本学若しくは他の国立大学法人、国、地方公共団体の機関、国際機関又は特殊法人等の職員(以下「官公庁等の職員」という。)としての在職期間(以下「勤続期間」という。)が20年以上であって、当該勤続期間のうち本学の職員としての在職期間が10年以上である者

(2) 退職(死亡による退職を含む。以下同じ。)の日において、次のいずれかに該当する者

ア 勤続期間が20年以上であって、当該勤続期間のうち本学の職員としての在職期間が10年以上である者のうち前号に該当するものとして表彰されていない者

イ 勤続期間が35年以上であって、当該勤続期間のうち本学の職員としての在職期間が18年以上である者

(3) 退職の日において、前号イに掲げる者と同等程度の勤続期間及び本学の職員としての在職期間を有し、表彰するに足りる特別の事情があると認められる者

(表彰の回数)

第3条 表彰は、1人の職員について1回とする。ただし、前条第1号に該当して表彰された職員が同条第2号イ又は第3号に該当することとなった場合においては、この限りでない。

(表彰状の授与及び記念品の贈呈)

第4条 表彰は、学長が別記様式による表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第5条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

(1) 第2条第1号に該当する者 10月1日

(2) 第2条第2号又は第3号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第6条 勤続期間の計算は、表彰の日の属する月までに官公庁等の職員として在職した月

数による。

(除算期間)

第7条 次の各号に掲げる期間は、在職期間から除算する。

- (1) 休職の期間(公務上の負傷又は疾病による休職の期間, 通勤による負傷又は疾病による休職の期間及び研究休職, 派遣による休職の期間を除く。)
 - (2) 育児休業の期間
 - (3) 懲戒処分による減給又は停職の期間
- (その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。
- 2 筑波技術短期大学永年勤続者表彰規程の施行日(平成6年7月27日)において、現に在職している者については、第2条第1号中「10年以上」とあるのは、「7年以上」と読み替えるものとする。
- 3 第2条各号の本学の職員としての在職期間には、国立大学法人成立前の筑波技術短期大学(身体障害者高等教育機関創設準備調査室, 身体障害者高等教育機関創設準備室及び筑波技術短期大学創設準備室を含む。)及び国立大学法人筑波技術短期大学に勤務した期間を含むものとする。